

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

○高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例

(昭和 45 年 3 月 26 日条例第 1 号)

改正 昭和 56 年 3 月 24 日条例第 11 号 昭和 61 年 3 月 22 日条例第 14 号

平成 15 年 3 月 28 日条例第 12 号 平成 17 年 7 月 19 日条例第 67 号

平成 23 年 3 月 23 日条例第 9 号 平成 26 年 3 月 25 日条例第 24 号

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 児童の健全な遊戯の用に供し、併せて児童に交通知識及び交通道德を体得させるため、高知県立交通安全こどもセンター(以下「交通安全こどもセンター」という。)を高知市に設置する。

(施設等)

第 2 条 交通安全こどもセンターには、模擬交通施設、交通教室、ゴーカート、自転車、蒸気機関車その他交通安全こどもセンターの設置の目的を達成するために必要であると認められる施設又は設備(以下「施設等」という。)を設けるものとする。

2 交通安全こどもセンターにおいては、交通安全知識及び交通道德に関する講義及び実地指導(以下「交通安全指導」という。)を実施するものとする。

(指定管理者による管理)

第 3 条 交通安全こどもセンターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(遵守事項)

第 4 条 交通安全こどもセンターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設等を毀損し、又は汚損しないこと。

(2) 木竹及び草花を採取し、又は傷つけないこと。

(3) 指定された場所以外の場所に自動車その他の車両を乗り入れ、又は止め置かないこと。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が別に定める事項

(休園日)

第 5 条 交通安全こどもセンターの休園日は、12 月 27 日から翌年の 1 月 1 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(利用時間)

第6条 交通安全こどもセンターの利用時間は、午前8時30分から午後6時までとする。
ただし、ゴーカートの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であってあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第7条 交通安全こどもセンターの施設等のうち、交通教室、ゴーカート、自転車その他知事が指定する施設等(次項第4号において「許可施設等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者(交通安全こどもセンターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。同項及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

(3) 交通安全こどもセンターの管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、許可施設等を利用させることが不適當であると認めるとき。

3 第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

(1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。

(2) 利用者が許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、交通安全こどもセンターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であつて、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第9条 ゴーカートの利用者は、第11条の規定により定められたゴーカートの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。ただし、交通安全指導を受ける場合にゴーカートを利用するときは、この限りでない。

(利用料金の収受)

第10条 指定管理者は、ゴーカートの利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第11条 利用料金の額は、別表に定める利用料金の上限額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の上限額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第13条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料)

第14条 交通安全こどもセンターの管理を指定管理者が行うことができない場合は、第9条本文の規定にかかわらず、ゴーカートの利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める利用料金の上限額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の上限額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)と同額とする。

3 使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「ただし、指定管理者」とあるのは「ただし、知事」と読み替えるものとする。

(損害賠償義務)

第 15 条 交通安全こどもセンターを利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により交通安全こどもセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第 16 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する利用の許可等、第 8 条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 第 10 条に規定する利用料金の收受、第 12 条に規定する利用料金の減免、第 13 条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 交通安全こどもセンターの施設等の維持管理に関する業務
- (4) 交通安全指導の実施に関する業務
- (5) 交通安全こどもセンターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第 17 条 第 3 条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務(以下「業務」という。)に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第 18 条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 前条第 1 号の事業計画書(以下この項において「事業計画書」という。)による交通安全こどもセンターの管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が交通安全こどもセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 19 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第 21 条第 1 項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による交通安全こどもセンターの管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの
(業務報告の聴取等)

第20条 知事は、交通安全こどもセンターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第21条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第22条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第18条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第18条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第21条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった交通安全こどもセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第24条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和 45 年 5 月 5 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 24 日条例第 11 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。ただし、(中略)第 12 条の改正規定(ミニドライブに係る部分に限る。)(中略)は昭和 56 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 22 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則(平成 15 年 3 月 28 日条例第 12 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(高知県収入証紙条例の一部改正)
- 2 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成 17 年 7 月 19 日条例第 67 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第 3 条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第 17 条及び第 18 条の規定により行うことができる。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。
(高知県収入証紙条例の一部改正)
- 4 高知県収入証紙条例(昭和 39 年高知県条例第 1 号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成 23 年 3 月 23 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日条例第 24 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 11 条、第 14 条関係)

区分		単位	利用料金の上限額
ゴーカート	1 人乗り	1 台	知事が指定するコース 1 回につき 100 円
	2 人乗り	1 台	知事が指定するコース 1 回につき 150 円